

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款第25条に基づき、法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務（代表権の行使を除く。）を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長、副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって副理事長の業務執行に係る職務（代表権の行使を除く。）を代行する。
- (3) 社員総会の決議事項の処理及び理事会の決定に基づく日常業務を処理するほか、当法人の各業務を分担執行する。
- (4) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

1 この規程は、平成30年11月30日から施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者			
	理事長	副 理 事 長	常 務 理 事	
			総務担当	担当
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○			
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○			
人事及び給与制度の立案に関する事	○		○	○
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○			
契約の締結				
1件50万円以上	○			
1件50万円未満			○	○
支出				
1件50万円以上	○			
1件50万円未満		○		
セミナー等事業の実施に関する事			○	○
基金に関する事	○		○	○
会費に関する事	○		○	○
職員の教育・研修に関する事			○	
渉外に関する事			○	○
外部に対する文書発簡				
とくに重要なもの	○			
重要なもの		○	○	○
比較的重要なもの		○	○	
一般事務連絡		○	○	
理事会の招集	○	○	○	
理事会の議長	○	○	○	